

令和元年度（2019年度） 第3回越谷市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会会議録

令和元年（2019年）11月5日（火）18：30～

中央市民会館5階第4～6会議室

○委員定数（16名）

○出席委員（10名）

遠藤 進	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
佐藤 辰之	委員	越谷市医師会
會田 容子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
渡辺 寛子	委員	越谷市子育てサークルネットワークの会
大西 孝一	委員	越谷市商工会議所
長友 祐三	委員	埼玉県立大学名誉教授
宮地 さつき	委員	文教大学人間科学部人間科学科
日比谷 富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
鈴木 礼子	委員	公募委員

○欠席委員（6名）

竹村 厚子	委員	越谷市私立幼稚園協会
中台 正弘	委員	越谷市小学校長会
奥田 正樹	委員	越谷市PTA連合会
小林 直紀	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
篠崎 誠	委員	埼玉県越谷児童相談所
竹内 由紀	委員	公募委員

○事務局出席者

高橋 成人	子ども家庭部長	藤城 浩幸	子ども家庭部副部長(兼)青少年課長
野口 広輝	子ども家庭部副参事(兼)子ども育成課長	島田 英恵	子育て支援課長
櫻田 尚之	市民健康課長	阿部 伸也	子ども育成課調整幹
小抜 麻衣子	子育て支援課副課長	鈴木 理香	子育て支援課副課長
小澤 幸太	子ども育成課副課長	佐藤 大智	青少年課副課長
渡部 圭介	子育て支援課主幹	杉内 麻里子	子育て支援課主事

1 開会

※配布資料確認

- ・次第
- ・医療的ケア児等の協議の場の設置について
- ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画素案について
- ・委員名簿
- ・出席職員名簿
- ・席次表

※司会(事務局)より傍聴人の報告

2 議事

※審議会条例第6条第2項に基づき、長友分科会長が議長となり議事進行する。

3 (1) 協議事項

- ①医療的ケア児等の協議の場の設置について
事務局説明(子育て支援課 鈴木副課長)
- ②第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画素案について
事務局説明(子育て支援課 小抜副課長)

質疑等(要旨)

3-(1) ①医療的ケア児等の協議の場の設置について

議長 最初の説明と事務局から提案いただいた支援協議会立ち上げの報告であるが、質問、意見があれば出していただきたい。地域の中での支援体制を新たに構築していくという医療的ケア児等支援協議会を立ち上げるという趣旨だがいかがか。
「参画する関係機関・団体等」には、子育て支援課のケースワーカーが入っているが、どのような立場のケースワーカーか。

事務局 子育て支援課、児童福祉担当のケースワーカーで、福祉サービスの相談等を受けてい

る相談専門の職員である。

議長 実際、子育て支援課に配置されている人という理解でよいか。

事務局 そのとおりである。

議長 参加メンバーに当事者団体や当事者が入っていないが、「保健医療福祉関係者」の中に、これ以外の団体が入るのか。例にはほとんど行政関係の機関しか入っていないが、当事者団体等は参加されないということか。

事務局 医療的ケアを必要とする児童の現状が把握できていないため、行政機関の相談窓口から初めの一步を踏み出したいと考えている。現状を把握でき、課題を捉えることができた際は当事者団体等、構成機関団体を増やしていくこともあり得ると考えている。

議長 (3ページ)「3」の(1)等の場合については、例示の中の組織で行っていくということで、さらに困難事例等への支援の在り方等になっていくと、そこに当事者や団体も参加していく可能性があるという理解で、よろしいか。

事務局 そのとおりである。

委員 現状、教育の場に医療的ケアが必要な子どもがいるかどうか、把握されているか。

事務局 2ページ、「4」に、平成31年4月1日時点の在宅障害児の状況を表にまとめている。表の数字には就学児も含まれており、恐らく教育現場でも医療的ケアを必要とする子どもがいると考えている。

委員 具体的にどういうケアが必要で、どういうサポートをしているかとか、研修を受けた教員が市に何人いるか把握しているか。または、県との連携等も考えているか。

事務局 医療的ケアが必要な子どもが就学する埼玉県立特別支援学校では、養護教諭間で連携を図って研修を進めている。医療的ケアを必要とする子どもへの対応について、越谷市の全小中学校の現状は把握できていないので、協議の場で把握していきたい。

議長 いずれにしても児童福祉法56条の6の協議会をつくることを、越谷市でも始めるということなので、立ち上げて途中経過を報告いただくという理解でいいかと思う。これを立ち上げることにに関して特に異論はないと思うので、積極的に進めていただきながら、また、委員会等で報告いただくという形で進めていただきたい。

3-(1) ②第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画素案について

〈第1章について〉

質疑等なし

〈第2章について〉

委員 20ページに「外国籍の子どもに対する支援」とあるが、今、日本国籍を持って外国にルーツを持つ子どもたちも、かなり支援が必要だという話が出ている。外国籍の子

どもたちだけではなく、外国にルーツを持つ子どもたちに関して取り上げているのであれば、この表記は誤解を招くかと思う。

事務局 「外国籍の子どもに対する支援」については、話があったとおりで、表記については事務局で再度検討したい。

委員 外国から来日される形もあれば、日本で生まれ育って、一方の親は外国籍、一方は日本籍という子どもも、日本語が不十分という指摘もある。日本語の問題だけではなく、生活スタイルなどさまざまな課題が、さまざまな外国にルーツを持つという形で生まれていると思うが、20ページの表記の仕方では外国籍の子どもだけが対象になっているように読まれるかと思う。その辺をどう聞き取られたか、今後、市として支援をどう展開していくかにも関係していくと思う。

事務局 外国にルーツを持ち、日本で生まれ育った子どもの親世代は、ある程度、別の支援を受けて子どもが生まれることがかなり多く、子どもたちは普通に学校に通う形になる。ここで一番取り上げようと思ったのは、子どもの状態で日本に来た場合で、当然、その子への支援が必要になる。日本に対する知識や習慣は子どもも親も変わらないので、そういう意味で、「外国籍の」という表記をとらせていただいた。

委員 19ページの(2)について、どういう団体にヒアリングをしたのか、どういう団体がどういう支援をしているのかなどが明記されていると、そこに携わる子どもの現状や親が抱えている課題等を想像しながらヒアリング結果を受け入れることができるのではないかと。何団体に聞いたとか、そういうものを明記したほうが皆さんに理解されやすいのかと思う。

事務局 15ページに調査団体が記載されている。各回答に団体名は明記していない。

委員 5団体の福祉、教育、貧困、子育て支援の割合はどうか。

事務局 ヒアリングについては、福祉関係が2団体で残りは1団体ずつである。ただ、団体は1つだが数名に聞いたところもある。ヒアリングを実施したのは5団体だが、19、20ページには郵送で回答いただいた意見も入っている。

委員 19ページの団体ヒアリング結果を見ると、●印の表現が「経済的に困窮していると感じる」という形で、ほぼ同じだが、分けたのは団体が違うということか。団体全体のヒアリング結果として、こういう声があったということか。もう少し工夫すれば分かりやすいと感じた。

事務局 「経済的に困窮していると感じる」は全部に入れており、それに続くところは、「子どもや保護者に見られる背景や特徴」「子どもの生活や学習」など、項目ごとにはなっている。最初、「経済的に困窮していると感じる」という表現を入れないほうがいいという意見等もあり事務局でも考えたが、貧困の計画というところに直接関係していくので、これを入れなければ分からないということで、全てに入れて後半部分で区分けする形になっている。

- 委員 大項目として「経済的に困窮している」という調査であれば、調査対象が経済的に困窮していると感じる子どものヒアリングということになる。そうすると、後半部分の「子どもや保護者に見られる背景や特徴」や「学習の様子で見られる特徴的な状況」という項目を作れば、文字数も減って分かりやすい。例えば、表などで「子どもの様子」「保護者の様子」「課題」のような形で分けることができるのかどうか。ここは直接、団体が関わっていて、ひしひしと現状を感じている部分と思うので、ここを読み説くことが子どもの支援につながるのではないかと考えて質問した。
- 事務局 19ページが「経済的に困窮している子どもや」というところになるが、20ページは、前のほうが「今後経済的に困窮していると感じる」、それとは関係なく「外国籍の子どもに対する支援」という形である。事務局でも、最初に「経済的に困窮していると感じる状況」という項目をといたような考えもあったが、次のページは頭が少し違うので、この書き方でまとめさせていただいた。
- 委員 もう少し見やすくしていただけると助かる。子どもの自尊心や肯定感などが切実に書かれ、皆さんに読んでいただきたい内容で、とても重要な結果だと感じている。
- 事務局 字を大きくしたり、行間を取ったり、工夫したい。
- 委員 「イラスト挿入」のところに、経済的に困窮している人たちのイラストを入れるのか。
- 事務局 直接的な内容のイラストは入れない。行間を空ければ、イラストのスペースがなくなる可能性もあり、全体が出来上がって、空いたスペースにイラスト等を入れたい。
- 委員 前回平成27年3月に出了たものと比較したところ、第2章の人口ピラミッドが削除されているようだが、何か理由があるのか。
- 事務局 今回、貧困が入った関係で主なグラフを入れたが、入れたほうがいいのかというご意見があれば追加することは可能である。人口ピラミッドを入れたほうがいいのか。
- 委員 私は入れたほうがいいのかと思う。
- 議長 ページの関係で入らないのか。
- 事務局 ページに関しては、確定ではないので入れることはできる。今回、(4ページ)上から2番目の棒グラフに、5歳刻みで児童人口を入れたが、ご意見を頂ければと思う。
- 議長 ピラミッドは、将来像が分かるので必要ということだと思う。どのくらい子どもが少ないのか、少ない子どもが将来どうなっていくのか、そこを見る上でも必要ではないかということと思うが、それが分かるようなものがほかにあるのか。
- 事務局 ここにはないが、入れることも可能である。
- 議長 可能であれば、入れてほしい。

委員 10ページでは「貧困の状況」という言葉ではなく、「支援が必要な方の状況」としたと説明があったが、21ページからの「本市の子ども・子育てをめぐる課題のまとめ」の(5)には「貧困の状況にある子ども」という形で復活しているように感じる。本市の状況やヒアリングの中にも相対的貧困というものを「生活困難層」と表記されており、いろいろな表記の仕方が散見される。23ページの(5)は「貧困の状況にある」という表記を、あえて持ってきているのか。

事務局 この表題は、21ページの「4」の2行目、「第1期計画の4つの基本目標及び貧困に関する事項の5つの柱に沿って」のところで、先の4つは第1期計画の基本目標を踏襲している。5つ目に貧困計画が入ったので、ここは「貧困」という文字を出す必要があり「貧困の状況」とした。この表題が第3章からの5つの基本目標につながっている。その前に「貧困」と表記するのはどうかということもあり、「経済的困窮している」と柔らかい表現にした。

16ページの「子どもの貧困について」のところは、「相対的貧困」に該当する世帯をアンケートで「生活困難層」と区分けしているので「生活困難層」としている。「また、この「生活困難層」に該当する世帯を貧困の状況にある子ども・世帯とし、その現状・課題をまとめています」ということで、貧困にも、食べるのにも困る絶対的貧困もあるが、今、日本で問題になっているのは相対的貧困で、「貧困」という言葉がばらばらのように感じると思うが、事務局でもより分かりやすく使い分けをしている。

議長 相対的貧困層を使って生活困難層を説明しているという話だったが、生活困難層の中には絶対的貧困も含まれているので、生活困難層＝相対的貧困層ではなく、絶対的貧困層も含む相対的貧困層としなければおかしい。また、生活困難層そのものの定義は、さまざまな支払いができない人たちを入れているということだが、ベースになる所得がどこにも書かれていない。お金がたくさんあっても電気料を払えない人もいるので、ここは生活困難層に入る所得水準の表を入れたほうがいいと思う。後ろのほうは「貧困対策」というところで「貧困」と表現され、この章では「子どもの生活実態調査」や「生活困難」という言葉が「貧困」に置き換えてあるが、読んでいて整合性が取れない。例えば、「子どもの生活実態調査」は何のための調査かといえば貧困調査なので、「子どもの生活実態調査」と書いていても、貧困調査ということも位置づけたほうがいいと思う。例えば、就学援助を受けている割合などが書いてあるが、これは「就学援助を受けている人＝生活困難層に入っている」という意味で書いてある。そこは、今回、貧困をテーマとして入れているのであれば、無理にぼかして書く必要はないのではないか。実際に貧困がこれだけあるということは国でも言われていて、その中で計画を作っていくということなので、計画を作る上では貧困という言葉をもう少しダイレクトに書いていいのではないかと思う。

事務局 「子どもの生活実態調査」の調査対象者は小5と中2の保護者で、ある程度の抽出はかけたが、調査をした対象が全て貧困であるということではない。アンケートそのものは分析と結果という形で、アンケート結果のところではあまり貧困という言葉はストレートに出していない。ただ、アンケート結果からある程度絞っていくと生活困難層が見られることが分かった。その生活困難等は相対的貧困に該当するというので、本計画ではここを貧困の状況にある子ども世帯と位置づけ、その内容を次の章に結び付けていく形を取った。最初から貧困という形で入らず、そういう形で絞り込んでいくと貧困が見えてきて、その貧困を支援するためにどういう施策を行っているかとい

う形でまとめているので、最初の段階で「貧困」は少し打ち出しづらいつくりになっていることをご理解いただきたい。

議 長 生活困難層がどれくらいいるかを抽出するために第1次的な調査をして、その生活困難層にある人たちの生活自体がどうなのかを第2次的な調査として行い、その結果を第5章に結び付けていくという流れではないか。やった結果として貧困層、生活困難層が出たということではなく、この調査そのものが生活困難層をあぶり出すための調査だと理解しているが、そうではないのか。

委 員 この生活実態調査をされた時に、私としては生活実態調査という位置づけで捉えている。その中で貧困等が見えてきて、また貧困調査も含めて行われたと理解しており、当初から貧困層をあぶり出すための調査とは思っていないが、他の委員はいかがか。

議 長 理解としては、子ども・子育て支援計画の中に、子どもの貧困対策推進法という法律に基づく貧困の子どもたちに対する対策を組み入れるというところからスタートした。第5章はまさに子どもの貧困対策が書いてあり、子どもの貧困対策をここに書き込むにあたって、実際に越谷市内に貧困層の子どもたちがどれくらいいて、その子どもたちの生活実態がどうか調査してとなったときに、貧困という言葉を使って調査すると、受け手の側が答えることが大変抵抗感があることを含めて、生活実態調査という言葉に換えている。ここは、まず貧困をどうしようかというところから調査をスタートしたという基本があり、生活実態調査をしたらたまたま貧困層が出てきたからという理解ではないと思う。

委 員 部会長が言われることももっともだと思うが、この子ども・子育て支援計画の中に盛り込むための生活実態調査ということで、当初はスタートした。

議 長 その生活実態は、貧困という部分でいくと、経済的な困窮も含めて生活実態としてつかもうという話なので、たまたま生活実態を調査していたら貧困層が出てきたという流れではないという理解であると思う。

委 員 それを踏まえた上で、冒頭のところから貧困ということを出していいのか、どうなのかと思う。

議 長 第5章の説明部分を冒頭のところに置き換えたということなので、第5章に貧困の施策を入れ込むのであれば、貧困の話を入れていかないと流れとして合わない。生活困難層等の表現も含めて、この実態調査は生活困難層だとどうなのかという作り込みになっているので、ここは生活困難層イコール貧困層と位置づけて、その実態をここで明らかにし、その生活困難層の子どもたちが実際にどういう状況にあるのかがこの中で書かれている。それに対する具体的対策として、第5章でどうするかが書いてあるという流れだと思うので、ここは、あまり貧困を入れないとすると、第5章の貧困対策のためのくくりが、実際にぼけてしまうので、もう少しはっきり書いてもいいのかと思う。ヒアリング調査も生活困難層を対象にして子どもの実態がどうかをヒアリングしたということではないか。だから「経済的に困窮していると感じる」という、19ページは、まさに経済的困窮している子どもに対しての意見が全部書いてあり、生活実態に関してのヒアリング回答ということではない。そういう理解でいたが、そ

うではないということか。

委員 15ページに、この子どもの生活実態調査は「埼玉県子どもの生活に関する調査」を参考にしているとあるので、県で貧困対策の計画を作る段階での事前調査を市としても参考にされていると思われ、部会長の話がそうなのかと思う。23ページの部分について、最初から意図していたということを書くのも難しいということであれば、調査をした結果として生活困難層がある、経済的貧困と相対的貧困を含めた貧困という課題が市内にもあるというところを書き込んで第5章につなげればいいのではないかと思う。

議長 県の調査はまさにそういう書き込みで行った。子ども貧困対策が必要なので、皆さんにアンケートを採って、子どもの貧困状況を把握し、加えてそういう状況の子どもたちがどういう状況にあるのかをこのアンケート調査、ヒアリング調査でお答えいただきたいという形であった。タイトルは生活実態を調査するための調査という形だが、基本的には、貧困の状況をあぶり出すための調査という位置づけだったので、越谷市もそういう理解かと思った。

委員 全部あぶり出されるので、表題はそのままでもいいのではないか。

議長 15ページの最初に、「生活困難層」「中間層」「非生活困難層」を抽出すると書いてあり、貧困層がどうなのか抽出するための調査ということは、ここを読めば分かる。

委員 一番スポットライトを当てたいのは貧困層をどうするかということであって、タイトルは広いほうがいろいろな子どもの実態等が分かるという、実態もあるので、個人的には「生活実態調査」のほうがスムーズにいくような気がする。

議長 実際、そのタイトルで調査したとのことで、それはいいが、貧困層や生活困難という話は外すことはできない。そこから第5章につながっていくという流れで、その基本は、きちんと押さえる必要がある。

委員 アンケートを書いた側の意見を聞いたが、貧困層をあぶり出しているとは誰も思っていないので、わざわざそこをアンケートの中を書く必要はないのではないか。アンケートの中で目的をうたっているわけではなく、生活がどうなっているか知りたいという上で、皆さんが答えている。

委員 そういうこともあるというのは、確かである。

委員 ただ、アンケートを作った側と受けた側では考え方が違う。

議長 本当は「貧困調査」と書きたかったが、それを書くとは回答が難しくなる。

委員 それを書かないのであれば、そういうことは最初からここに書くべきではないのではないと思う。

委員 ニーズ把握ということになるのではないか。実態調査ではあるが、ここには、こうし

てほしい、こうなったらいいという思いが見え隠れしているので、そこを調査側がくみ取ったという形で表記できればいいのではないかと。

事務局 今回、アンケート結果を分析していけば、「生活困難層」「中間層」「非生活困難層」に分けることができることは承知の上でアンケートを行った。現計画の第1期計画はこの素案の第4章と第6章の部分で、実態調査をすることによっていろいろな課題が浮かんでくる。世帯を3層に分けることができるというのも1つの分析であり、層を分けなくても、子どもを持つ家庭がどういう施策を望んでいるかも浮かんでくる。今回、現計画と違うのは、貧困の計画を作るよう努めていることである。5章に分類している施策の中で、第5章だけで完結している施策はほぼない。自治体が行っている施策は、1つの事業を展開していくときに見方によって支援が変わってくる形が複数絡まり、第5章に掲載している事業が再掲という形で第4章や第6章に出てくるといった内容になっている。

第1期計画で子どもの支援のための施策は足りない部分があると思うが、今回、市としてはできる限り網羅して施策を展開している。第2期計画では、それに加えて貧困という面を照らし、章として独立させた。生活実態調査の活用方法としては、県のもの参考しているので、生活層は3層に分けることができることを踏まえてアンケートを行ったが、アンケートを書かれる保護者には3層に分けることを目的にしていることは伝えていない。1つの分析結果として抽出し、その結果に対して市が何をするというのを、この計画で明確にしていきたいという考えでこの素案を組み立てた。

議長 第5章以外の部分については、従来からやってきた部分にヒアリング調査等をして書き込んだが、新しく貧困ができたので、別途調査をして貧困という章を第5章で立てたということである。

表記の問題というところもあり、「生活困難層」や「支援が必要な子ども」という表記の中から貧困という状況が読み取れるので、今回はその表現で第5章につながるという理解でいいかと思う。

〈第3章について〉

議長 前回、「子どもたち」という話が出たが、子どもの貧困対策というところも含めての「全ての子どもたち」という意味で「子どもたち」と入れたという説明であった。また、基本目標1～5まで、それぞれの資料が分かりやすく書かれているが、これに関してはいかがか。

基本目標1～4については、前回の計画を踏襲して、全く新しい事業はないのか。

事務局 事業として入っているものは第4章以降にある。

議長 新しく入ったということは、表記上、何か入っていないのか。

事務局 平成28年に行った事業や数年行っている事業もあるので入れていないが、小柱までは変わっていない。

〈第4章について〉

委員 31ページ、「3」の「施策の方向性」の2行目にある「学校・家庭・地域」の前に、幼児教育、保育園等の文言を入れていただきたい。

- 事務局 ご意見を参考に入れさせていただく。
- 委員 例えば、31ページの文章の中で「子ども」と「子どもたち」という2つの使い方をしているが、何か意味があって分けているのか。
- 事務局 ここでは全ての子どもについて言っているが、精査すると統一するべきものがあるかと思うので、全体を見直したい。
- 委員 「子ども・子育て支援事業計画」と明記しているが、子どもがサポートを受ける場所は具体的にどこに明記されているのか見ながら読み進めていた。17ページの(1)の②の2つ目に「子どもにとって必要な支援として、中2で「子ども本人がなんでも相談できる」ところ」を挙げる割合が高くなっています」とある。また、下から2つ目に「子どものことで悩んでいる保護者の割合が高い傾向が見られます」と、保護者も子どもも相談できる場所を求めていることが読み取れる。保護者の相談できる場所はさまざまあると読み取れるが、子ども自身が子どもの立場で相談できる場所が具体的にどこに当たるのか分からなかった。
- 事務局 子ども自身が相談できる場所は、教育センターや40ページの「児童館の子ども家庭相談」がある。
- 委員 権利擁護のところか、サポートのところに入るのか、どこで担っているのか分からない。また、子どもと大人と同じくくりで掲載するのか。
- 事務局 56ページ(1)に子どもが相談できる所をまとめており、「教育相談事業」や「青少年相談室」等がある。
- 委員 誰が相談できるのか主語の記載がない。子どもにターゲットを絞った内容があれば、親も迷わずに済むのではないか。教育相談なので、子どもが相談できるようになっているとは思いますが、親が相談すると受け止められることが多いのではないか。子ども本人が活用できるという記載があればうれしい。
- 事務局 担当課と相談して記載について検討する。
- 委員 何でも相談できる場所というのは、子どもとしては気軽に相談できる場所というイメージがあると思うが、事業となると、どうしてもそういうふうに期待しなければならぬ状況があると思うので、子ども目線の施策が目に見えるとうれしい。
- 事務局 26ページの施策体系の中で、基本目標3が子どもメインのところである。今の相談のところは、基本目標2と基本目標3のところにも再掲という形で出ている。確かに、子どもが行けるという表記が読み取りづらいところがある。事業内容にその工夫が全部反映できるかどうか事務局で考えるが、それが難しければ、施策の展開の最初の何行か、例えば、56ページの(1)にある説明のところ、「子どもが自分で相談できます」等の表現を加えるなど、使い方を分かりやすく工夫したい。

委員 56ページ、(2)に、学校復帰に向けた支援を行うという記載があるが、文科省から不登校支援や学校復帰を目標にはしていないという通知があったかと思う。この文言を活かすのか、改善の余地があるか伺いたい。

専任訪問相談員とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと学校相談員をひとくくりになっているが、越谷市ではこれらをそれぞれ同じ事業として展開されているのか。それぞれ意図を持って運営されているのかを確認したい。

事務局 「学校復帰に向けた支援を行います」の表現は、校正が行き届いていなかった。言われた通り、学校復帰を目的としているわけではないことが正式になったので、教育委員会と相談して表現を改めたい。

「取り組み・事業名」については、適応指導教室やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを並べたが、家庭で登校できないときに窓口になる部分と、学校に来たときに窓口になる部分ということで並記になっているが、これも少し相談して分かりやすい分け方ができるかどうか検討したい。

〈第5章について〉

委員 69ページの「主な取り組み・事業」の「「子育て講座」「家庭教育学級」の開催」に「家庭教育支援」と事業名が出ているが、貧困対策という意味合いでの事業になるのか。60ページの(4)の「子育て講座の開催」で「家庭教育に関する学習機会の場として、小学校就学時健診」とある。これは埼玉県家庭教育アドバイザーが担当することが多く、事業の内容としては同じことになるのかと思うが、新たに貧困に特化した事業を立ち上げるという話か。

事務局 60ページの事業は一日体験の時の子育て講座である。69ページの事業は、公民館の3回講座等で家庭教育について行う事業で内容的に少し違うが、確かに家庭教育アドバイザーを講師に迎えることも多くなっている。これは国の教育支援の充実というところで、毎年、貧困の項目で調査が来ているものを「取り組み・事業名」に入れさせていただいた。

委員 貧困層は自ら出て行って受けることが難しい世帯が多いと感じている。母親は働かなければならないので、自分たちが学ぶことに対する意識が高いとは言いにくい状況があるので、そういうところにぜひサポートが行く支援であってほしいと思う。

委員 今の話で、全く違うものなのか、再掲の形で掲載できるものか確認いただきたい。第4章もそうだが、今回の調査を活かして新規で立ち上げた項目がどこに当たるのか。前回より数字が上がったとか、こういうことが見えてきたということが、今回の調査であれば、それは反映していただいたほうがいいかと思う。何が新規で、何が継続中かお示しいただけるのか。それとも特化して書くことはしないのか。

事務局 今回、貧困の計画としては1期目の計画というところもあり、アンケート調査結果を基に新規で行っているもの(事業)はない。今回、貧困の計画を作ったことで庁内の事業をまとめた。新規の事業を立ち上げるにあたっては予算等の関係もあるので入れられていない状況である。幼児教育の無償化等は10月から国が始めており、72ページに「幼児教育・保育の無償化」が新たに入っている。

議 長 現行の事業を整理して振り分けたという形である。(71ページ)(3)に「生活保護制度に係る被保護者就労支援事業」が入っているが、もう1点、生活困窮者に関する就労支援事業があったと思う。それを外した理由があるのか。(2)の3番目の「生活困窮者自立相談支援事業」と同じ枠組みで生活困窮者に対する就労支援事業があるので、入れたほうがいいのかと思う。

事務局 担当課の生活福祉課に確認し、入るべきものは入りたい。

議 長 もう1つ、生活困窮者自立支援法の中で、経済的支援ということで住居確保給付金という制度があるが、それは生活福祉課で把握しているか。

事務局 確認する。

委 員 子どもの貧困対策事業で、子ども食堂が挙がってくるのかと思ったが、どこか別に挙がっているのか。

事務局 子ども食堂に関しては、越谷市として補助金等を出しているものではない。広報の秋号には載ったが、そういった支援や立ち上げることにする支援はしている。(ただ)市としてお金を出していないものは事業に当たらないので入れていない。

議 長 第6章については部会長と副部会長で見て事務局と調整したい。第5章まで、皆さんに審議いただいたものについては、随時反映させていただきたい。

4 その他

※パブリックコメントの実施について

※次回の分科会・全体会日程について事務局より連絡

議事終了 21:00